

平成25年(2013年)12月2日

保護者 様

城陽市立東城陽中学校
校長 長澤 秀明

「気象警報・気象特別警報発令時の対応」
の内容の変更について

向寒の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、城陽市におきましては、生徒の生命を守り、身体の安全確保の徹底を図るために、対象とする気象警報・気象特別警報の種類を拡大することにしました。

つきましては、9月2日に配布しました「特別警報の創設に伴う気象警報・気象特別警報発令時の対応について」を裏面のとおりに変更しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、警報発令時の対応や措置につきましては、従来どおりメール配信にてもお知らせしてまいりますので、そちらでのご確認もお願いいたします。

記

= 主な変更点 =

1 **気象特別警報**発令の場合の対応

- (1) 午前7時に**気象特別警報**が発令されている場合 → **臨時休校**
(2) 午前7時以降、始業時まで**気象特別警報**が発令された場合 → **臨時休校**

2 対象となる警報の種類

〈変更前〉

- ・大雨警報
- ・暴風警報

〈変更後〉

すべての警報

(例えば、**洪水警報**も対象となります)

ます)

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・大雪特別警報



気象警報・気象特別警報発令時の対応について

気象警報発令 気象特別警報発令 「山城中部」 〈城陽市〉		
登 校 前	・ 自宅待機	午前7時 現在において、いずれかの気象警報発令があった場合は登校しないこと。(ただし、午前7時以降、始業時までには気象警報が発令されたときもこれに準ずる。)
	・ 登校	午前10時まで に、すべての気象警報が解除になった場合は、速やかに登校すること。
	・ 臨時休校	ア 午前7時 現在において、気象特別警報発令があった場合は、 <u>その後の気象警報・気象特別警報の発令・解除に拘わらず臨時休校とする。(ただし、午前7時以降、始業時までには気象特別警報が発令されたときもこれに準ずる。)</u> イ 午前10時 現在で、まだいずれかの気象警報が発令されている場合は臨時休校とし、その後警報が解除されても登校しないこと。
登 校 後	・ 学校待機 ・ 下校	ア 状況に応じた措置をとる。 イ 下校する場合は、教職員の指導のもとに安全に留意して集団で下校する。

